

第八回国会
衆議院

地方行政委員会大蔵委員会農林委員会通商産業委員会連合審査会議録第一号

CHUD

昭和二十五年七月十七日(月曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

地方行政委員会

委員長 前尾繁三郎君

理事 生田 和平君 理事 川本 末治君

理事 塚田十一郎君 理事 藤田 義光君

理事 門司 亮君

池見 茂隆君

門脇勝太郎君

清水 逸平君

龍野喜一郎君

受田 新吉君

立花 敏男君

松本六太郎君

大蔵委員会

委員長 夏堀源三郎君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

理事 田中織之進君

鹿野 彦吉君

佐久間 徹君

西村 直巳君

中崎 敏君

農林委員会

委員長 千賀 康治君

理事 松浦 東介君 理事 井上 良二君

宇野 秀次郎君

河野 謙三君

幡谷仙太郎君

平野 三郎君

坂口 主税君

木村 榮君

通商産業委員会

理事 阿佐美廣治君 理事 多武良哲三君

理事 中村 幸八君 理事 今澄 勇君

今泉 貞雄君

小川 平二君

永井 要造君

高橋清治郎君

小平 忠君

出席国務大臣

法務総裁 大橋 武夫君

国務大臣 岡野 清豪君

出席政府委員

地方行政委員会 事務局長 荻田 保君

地方自治行政次官 小野 哲君

地方自治行政次官 鈴木 俊一君

農林行政次官 島村 軍次君

委員外の出席者

地方行政委員会 事務局長 有松 昇君

地方行政委員会 事務局長 長橋 茂男君

大蔵委員会専門員 椎木 文也君

大蔵委員会専門員 黒田 久太君

大蔵委員会専門員 岩間 博君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 谷崎 明君

通商産業委員会専門員 大石 主計君

通商産業委員会専門員 越田 清七君

通商産業委員会専門員 越田 清七君

通商産業委員会専門員 越田 清七君

通商産業委員会専門員 越田 清七君

通商産業委員会専門員 越田 清七君

通商産業委員会専門員 越田 清七君

通商産業委員会専門員 越田 清七君

通商産業委員会専門員 越田 清七君

通商産業委員会専門員 越田 清七君

通商産業委員会専門員 越田 清七君

通商産業委員会専門員 越田 清七君

通商産業委員会専門員 越田 清七君

通商産業委員会専門員 越田 清七君

ありますが、地方行政委員長をいたし

ておりますが、委員長は職務を行いま

すので、その点御了承願いますとも

に、ぜひ御協力願いたいと思ひます。

本日の議題は地方税法案であります

が、質疑は通告順によつてやつてい

だきたいと思ひます。四委員会の連合

審査会でありまして、質疑者も多い

ことと思ひますから、できるだけ簡潔

にお願いしたいと思ひます。

それではこれより地方税法案を議題

といたしますが、それにつきまして今

回の修正点について、その理由と説明

を政府から求めます。小野政務次官。

○小野政府委員 御指名によりまして

私から今回提案いたしました地方税法

案のうちで、政府として訂正を加えま

した点の概要について御説明を申し上げ

たいと存じます。なお資料につきま

しては、ただいまさつそく取寄せまし

て、お手元に差し上げることにいたし

ておりますので、御了承願つておきたい

と思ひます。

まず第一は、附加価値税の問題でござ

いまして、附加価値税の実施を一年

間延期いたしました。明年一月一日からと

し、それまではなお現行の事業税

及び特別所得税を課するものとした

点でございます。これは元來負担を

軽減することを予想いたしておりました

る税でございますので、半年以上も

経過いたしました今日におきましては

さかのぼつて実施いたしましたことは不

審当でございますのと、税制の実施に

は法案が成立後も準備に万全を期して

参りたいという考えから、この訂正

をいたしました次第でございます。

しかして附加価値税にかかりまして存

置される事業税及び特別所得税につ

きましては、法案中に第六章として特

一章を設けまして、詳細に規定するこ

といたしましたのでございます。すなわ

ちその課税客体につきましては、なお

むね現行の事業税及び特別所得税のそ

れと同一にしてゐるのであります。が、

ただ農業、林業については、固定資産

税との関連がございまして、これを

非課税とし、また原始産業の中で主と

して自家労働を用いて行ふものにつ

きまして、附加価値税の場合と全く同

様に課税しないこととしておるのでござ

います。税率についても附加価値税

について予定した四百二十億円の収入

を得ることを目途として、現行事業税

の法人及び個人の第一種事業に対する

もの、本税、附加税及び都市計画税割

を合せまして一八％となつております

ものを二一％に、特別法人及び個人の

第二種事業に対するもの、同じく一

二％を八％に、特別所得税中第一種事

業に対するもの、九・六％を六・四％

に、第二種事業に対するもの、一二％

を八％に、それと三割三分余りずつ

引下げるとともに、免税点を現行の四

千八百円から二万五千円に引上げ、も

つて事業税負担の合理化をはかつた次

第であります。しかしてこの事業税及

び特別所得税は、全額を道府県税とす

るとともに、納付の方法は、現行通り

徴税令書を交付いたしまして徴収する

ところのいわゆる普通徴収の方法によ

るものとしてゐるのであります。

第二に、市町村民税につきまして

は、法案成立の遅延に伴ひ、昭和二十

五年度分に限り、その賦課期日を八月

一日とし、かつ固定資産税の修正との

関連から、その納期を昭和二十五年

度においては九月、十一月及び一月の三

期とし、また昭和二十六年度において

は七月、九月、十一月及び一月の四期

としたのであります。

第三に、固定資産税につきまして

は、前国会においても、この税の負担

の急激なる増加については、とかくの

論議のあつたところにかんがみまし

て、標準税率を原案の百分の一・七五

から一・七に引下げるとともに、昭和

二十五年年度においては、百分の一・七

の一定税率を用ひますが、同年度分

の固定資産税の収入見込額が五百二十

億円を相当に上まわり、または下まわ

ると認めるときは、なおむね五百二十

億となるように、昭和二十六年一月

中において地方財政委員会がその税率を

変更するものとするをいたし、

したのであります。また、昭和二十

五年度及び昭和二十六年度の納付につ

いては特に次のような特例を設けるこ

といたしましたのであります。すなわち昭

和二十五年年度分の固定資産税を課すべ

き償却資産に限り、その価格をおおむ

ね帳簿価格、資産再評価法の規定によ

る現実の再評価額、再評価を行わな

いものにありましてはその見積額、再

評価額の限度の七〇%の額のいずれをも下らない範囲で仮決定いたしました。これを基礎としてかりに算定した税額を徴収し、昭和二十六年において固定資産評価額の評価の実績に基づき本税額を決定し、同年十二月中にかりに算定した税額との差額を追徴または還付するものといたしております。

次に、昭和二十六年年度の固定資産税は、最終納期前の各納期において、農地以外の土地、家屋及び償却資産については、昭和二十五年年度の固定資産税の課税標準の算出方式によつて算出したしたかりの課税標準額並びに農地については、農地の公定価格を基礎とした昭和二十六年年度の課税標準額の合計額を基礎としてかりに算定した税額を納期数で除して得た額を徴収し、最終納期において、現実の評価の結果による課税標準額を基礎として税額を決定し、すでに徴収せられた仮算定税額を追徴または還付することとしたのであります。

なお、固定資産税の納期は、法案成立の遅延及び右の仮算定税額徴収の制度の採用に伴い、昭和二十五年は土地、家屋にかかる固定資産税の納期を八月、十二月及び二月、償却資産にかかる固定資産税の納期を十二月及び二月とし、昭和二十六年年度の納期は、四月、六月、八月及び十二月としておるのでございます。

免税点につきましても、課税標準額の仮決定制度の採用に伴い徴収の便宜上本年度及び明年度分限り、土地、家屋及び償却資産の各別に計算いたしまして、その額を一万円とするこ

ととしたのであります。

以上の諸点が前国会提案の法案につ

いて修正を加えたおもな点であります。新税法制度の趣旨にも照らし、地方財政に次のような改正を加えることとしたのであります。

なわちその一は、地方団体は、寄附金を割当て、強制的に徴収するようなことをしてはならないこと。その二は、公共事業費の財源を起債に求める場合は、従来少くとも二割の増徴をしていなければならなかつたのであります。が、少くとも標準税率で課税している場合であればよいものとしたことあります。

はなはだ概要簡単でございますが、以上今回の修正点を御説明申し上げた次第でございます。

○前尾委員長 これより質疑に入りま

す。田中中蔵之進君。

○田中(中蔵)委員 私質問を申し上げる前に、この連合審査会のすみやかなる進行について、われ／＼先ほど理事として協力を求められたのであります。が、大蔵大臣、安本長官、その他農林大臣、通産大臣等の関係大臣の委員会への御出席を要求いたしますととも

に、ただいまの小野政務次官の御説明並びにわれ／＼が手元にいたしてお

ります岡野国務大臣の提案説明書を拜見いたしました。この税法案によりまして徴収いたしますところの税の見込額等については、全然数字的なものが出ておらないのであります。私

こういうような提案説明を伺うことを非常に遺憾に思うのであります。当然

われ／＼の質問がそういう具体的な数字の点に触れますので、この点は地方行政委員会から資料の要求があると思ふのであります。すみやかに資料の提出を願わないことには、一々この

点について数字的な御答弁を願つてお

ります。勢いわれ／＼が質問を申し上

げると、勢いわれ／＼が質問を申し上

げると、勢いわれ／＼が質問を申し上

げると、勢いわれ／＼が質問を申し上

げると、勢いわれ／＼が質問を申し上

げると、勢いわれ／＼が質問を申し上

げると、勢いわれ／＼が質問を申し上

御承知おき願つて、ぜひ出ておる大臣

に対して先に御質問を願いたいの

です。

○井上(良)委員 それではあとから関

係大臣が来ると思ひますし、特に私午

後の本会議の関係もありまから、岡

野国務大臣を中心にして質問をしたい

と思ひます。

われ／＼衆議院農林委員会は、わが

国当面の農業の窮乏、恐慌という実情

から、特にこの農業課税の問題につ

いて、真剣な討議を長い間重ねて来た

のであります。これが農民負担の軽減に

ついで、たゞ／＼委員会としても、ま

た議院としても、政府に対してそれぞ

れ要請をいたして来たのであります。

幸い農林委員会はこの主張の一部を政

府は入れました、農業所得税に關し

まして、昭和二十五年より大幅の軽減

をされたことは御存じの通りであり

ます。そこでわれ／＼はまだこの減税に

満足するものではありませんが、農業

所得税四百九十億のうち、約二百億余

りを減税するという大々的な宣伝に、

農民ははつとした気持でおつたので

あります。ところがこれに遅れて出まし

た地方税の課税の内容を詳細に検討し

てみますと、農業所得税で軽減され

たものが、そのまま地方課税、特に

固定資産税、住民税あるいは附加価値

税においてかけられようとしており

ます。これはまづたゞ農民を欺瞞する

ものはだれも政府の税制整理でござ

いまして、われ／＼の点に對して、た

びたび委員会で税制問題について討

議した者としては、何としても納得で

きないのであります。この点に對して、

一体国務大臣はどう考えておられます

か、まずこの点から伺いたいと思ひ

ます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。

す。ただいま井上委員からの御質問

は、しごくごもつともな次第でござ

います。その点におきまして、詳しい数

字は事務官の方から申し上げますが、

とにかく今度の地方税法案におき

ましては、農村に對してはできるだけ減

税をしたことになつております。ただ

問題は、ただいま仰せになりましたよ

うに、住民税並びに固定資産税の点

において幾分増徴の形になつており

ますけれども、税は、御承知の通りに、

税と地方税とが合算して、そして同

一人のふところから出るわけであり

ます。ことにほかの事業をしてい

る方面よりは、非課税の点を多くして

いますから、私は、御希望の点までは

行かなかつたかと存じますけれども、

農村に對する減税には、相当の努力を

して来たつもりでございまして、現

階におきましては、これ以上のことは

望めないという情勢にありますこと

を、御了承願ひたいと思ひます。

○井上(良)委員 私の質問の前提にな

つておりますのは、政府が農業所得

税について、大幅の減税をする、また農

民はされるものと、こういう一つの期

待と信頼を持つておつたのであり

ます。ところが、もしこの地方税が通

切られるのであります。従つて政府は

れと今度改正します地方税のうち、特

に農業に關係のあります、農家に直接

負担となる固定資産税、住民税、同

時にその他雑品税がございしますが、こ

れ

ています。ところが、この際、農林大臣がおりませんから、農林政務次官は、かくのごとき大幅な地方税の値上げをされて一体農業経営はなり立ち、

すか。特にこれから、わが国農業が非常に重大な危機に立つて行きますから、政府の責任ある答弁を伺つておきたいと存じます。

す。農林省におきましても、農家の負担状況については各種の角度から検討を加えておるのでありますが、全体を通じては、農業者自身は昨年度に

比較してある程度の減税になることを予定いたしております。ただ個々について考えますと多少の増減はあり、かつ税種によりましては相当負担の増加を来すものもあります。また農業協同

組合等におきましては、確かに増税になることを予定いたしておるのであります。、いろいろの角度から農林省として自治庁当局に申し入れておる点は、相当あるのでありますが、十分の成果

木村は、おのづから「たか」の一部分の原形を上げていないことは、まことに遺憾に存じておるところであります。以上大要お答え申し上げました。

○井上(良)委員 私の聞いておるの

は、そういう政府同士の内部的な折衝の問題ではございません。現在のドツジ・ラインの影響を受けました農家が、一体現在の収入をもつて現在政府がきめようとする地方税の負担に耐えられ

るかどうか、農村経営の裏面から耐えられるかどうかという点を聞いておるのであります。同時にこの点は特に大事でありますから伺つておきますが、政府はしきりに減税々々、また非常に

税を安くした、こう言いますけれど

も、問題は農業所得がどうなつておるかというところが、基本的な問題でございす。御承知の通りこれはあなた方が毎日経験されておるからわかります。昨年の今ごろの米の自由価格は何であつたか、今年の自由価格は何であつたか、昨年の今ごろの野菜、果物の価格は一体何であつたか、畜産品の価格は何であつたか。現在の野菜、果物、畜産加工品は一体どういふ状態にあるのか、税をここで少々負けてもらうくらいでは農業経営は追いつかない。そこをあなた方はちつと考へないで、ただ去年これ／＼とつて、これ／＼負けてやつた。負けてやつたといつてもかかぬものがない、かけられぬような農業経営に追い込まれておる。この事実をあなた方はどう見るかといふことを言わなければ、さつぱり答弁になりませんよ。それをやつてもらいたい。

○島村政府委員 井上さんは農業関係で、よく内容を御存じのことでありまして、私も農業者としてたゞいまの御指摘の点はまことにごつとも存じております。そこで所得が減る場合においては、所得税においては減税になるのが当然だと思ひますが、ただ地方税におきましては、問題になつております。住民税のうち、前年度の所得を基準とするということが国会においても問題になりまして、本年度の所得を基準にして住民税をかけるべきだといふことについては、相当議論の余地のあるところだと思ひます。お話の通り、この点については、確かに所得は減じております。そこでそれらの調整については、地方当局において相当考慮をし、かつ税法においてもこの点は

問題になることを予想いたしておるものであります。御質問の点につきましては、十分関係当局と打合せまして、農林省の主張の点は皆さんの御意見によつて考慮をいたしたいと考えております。

○井上(良)委員 どうもまだ政務次官になつて間がないですから、あまりやいやい言つて質問するのもどうかと思ひますが、しかしこれはそういう人情味の問題ではないのであります。また岡野さんはこの税の絶対の責任者でございまして、岡野さんに伺うのです。今農林省の政府委員の申された通り、今日のわが国の農業経営の実態は、まづたゞどうにもならぬ状態にあるといふことはおわかりになつたと思ひます。そういうようなものに対して、莫大な負担となりまして地方税である固定資産税、住民税等の賦課が、はたして完全に予定通り徴収され得る自信があるかどうかといふことが一つ。それから農業所得が減れば、それだけ所得がないのでありますから、所得税がそれだけ減額されることは当然であります。しかしそれは所得税の場合なり住民税の所得を対象とする賦課の場合のみに限つていふのであります。固定資産税のうちの家屋税あるいは地租、あるいはその他の雑品税は少しもそういうことが考慮されないものであります。たとへて申しますと、電気税といふのがございまして、御存じの通り農家が今日農業用に電力を使つてゐるのは、扇風機をまわしたり、あるいは冷凍設備をやるための電力じやないのです。これはわが国の息詰まるやうな食糧を確保するために、やむにやまれぬ非常手段として農業用の灌漑排水

水の電力が使われている。この灌漑排水用の電力だけでも、その使用面積は全国に六十万町歩に及んでおる。その電力料金だけでも七億という巨額に達してゐる。しかるにこれが少しも米価の算定に計算に入れられておらないのです。一方政府は、大工場の電力使用料金等について地方税を課税してゐない。ところがこの税もろく／＼納められるか納められぬかわからぬ苦しい生活の中におつて、この国内の食糧不足に対して身をもつて増産をしてゐる農民が使う電力料金を対象にして電気税をとるといふのは、もつてのほかです。そういう考え方は根本的に直してもらなければ、何ほ私りがくつをこで言つてもいかにぬです。まづそれに対するあなたの考え方を一ぺん伺ひたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。先ほども申し上げました通り、農山漁村に對しましては、ほかの方面に對するよりは非常に負担を軽くした今の地方税法案でございまして、ただいまの点におきまして、徴収の可能性があるかないかという御質問でございしますが、私は徴収できると確信しております。

それから、井上さんは農村に對してたいへんな御同情を持つておられますが、われ／＼も御趣旨の通り、われわれの食糧をつくつてくれる農村でございしますから、それに対しては自治庁といたしまして、十分考慮を拂つておる次第でございします。

○井上(良)委員 それなら伺ひます。が、われ／＼農林委員会は、先般農林委員会として決議をいたしまして、政府に地方税法改正に伴う申入れをやつておる。これは国会の意思として申入れをやつておるのです。これに對して、今度の政府が提出した案を見ると、ほとんどその意思は採用されてない。これは國務大臣はどうお考えですか、これをひとつ伺ひます。

○岡野國務大臣 御趣旨はよく尊重いたしまして、そうしてその尊重いたしました結果、でき上つた新地方税法案でございします。

○井上(良)委員 何が何やらさつぱりわかりませんが、委員会として成規の決定をいたして政府に申し込んだ以上、政府としてはその決定に對していろいろ検討を加えられて多少考慮した、そうしてその結果がこうなつたといふことを具体的に説明されてこそ、われ／＼は政府の努力に對して敬意を表するのであります。ところが實際この案にはわれ／＼の申入れはほとんど盛りられていないのです。そうすると政府は国会の意思に對して、何ら関心を持つてないといふことになりまして、さう考へていいですか、それをひとつ……。

○岡野國務大臣 固定資産税はさういふことも考慮しまして、一・七五を一・七にしまして、減税をいたしております。御承知願ひます。

○井上(良)委員 なお大蔵大臣に質問したいのですけれども、時間が迫つて参りますから、具体的な内容について二、三質問を申し上げます。

第一に、さきに私が申しました電気税に對して、一体どうお考えですか。私が今申します通り、農業灌漑排水用の電力は、これはやむにやまれず使つておる電力であつて、扇風機を使うとか、あるいは冷凍設備をするための電力

○井上(良)委員 次は附加価値税の問題でございしますが、これは政府の説明

かように考へております。

○井上(良)委員 附加価値税の問題でございしますが、これは政府の説明

かように考へております。

○井上(良)委員 附加価値税の問題でございしますが、これは政府の説明

によりますと、来年の一月一日まで延期する、そのかわり本年度は本税にかわつて、事業税を賦課するということがわつて来ました。ところがこの附加価値税が実は農業面において免税されておるか申しますと、そうではないのでありまして、農協、土地改良区のごとき営利機関でない機関が課税の対象にされておる。それから畜産業、こういうものも当然今日わが国農村の農業形態の上から考えますならば、非課税の対象にすべきであると考へますの、これを課税対象としておる。

この場合、政府は一体どう考へられるか。それから農協等の営む第二種事業者も自家労働による場合は免税にしなければならぬという意見が農民側に起つておりますが、これらに対する政府の御意見を伺います。

○小野政府委員 附加価値税の点につきましては、御承知のごとく農業はこれを非課税にすることとしたしておりますが、畜産業の点につきましては土地とつながりが非常に密接でございますので、さうなものにつきましては、やはり非課税の措置を講じたいと考へておる次第でございます。なお改良区の問題であるとか、あるいはその他の点についての御質疑でございますが、当該事業を経営することのないようなものに対しては、特別な考慮を拂つて参ることにいたしておるのでございます。

○井上(良)委員 畜産業はどうですか。

○小野政府委員 重ねて御答弁申し上げますが、畜産業にもいろいろあると存じます。どうしても土地と不可分の関係において行わなければならないよ

うなものにつきましては、固定資産税との関係もござりますので、非課税といたしたいと考へております。

○原田委員 ただいま畜産の課税の問題が出ましたので関連してお尋ねしておきたいと思ひます。農業が甲種農業と畜産と有機的につながりを持つて行かなければならぬことは事実であります。ただいまのお話の模様を聞きま

すが、ただいまのお話の模様を聞きますと、畜産業にも、ある部分においてはおきける、こういうお話のようでありま

す。しかしながら、シャウブ勧告によりますと、農業と同様に取扱へとい

うような勧告をしておるにもかかわらず、過般の新聞紙を見ますと、中島修正案のごときは、水産が非課税で、畜産がとり残された、そういうところに

ていわゆる有畜農業の方式をとつておるようなものも、まづたいわゆる農業とは切り離したい事業だと考へて

おります。そういうふうな意味合いにおきまして、畜産業につきましても、できるだけ非常税の取扱ひをいたしたい、かように考へておる次第でござい

ます。

○井上(良)委員 そが非常にあいまいで、対象にいたしたいと言つたところ、具体的にどうなるか、もつとこ

まかい説明を願ひたい。

○小野政府委員 いたしたいと申しましたのは、目下法律案を御審議中でございまして、政府の考へ方としては

そういう方向で立案いたしておりますことを申し上げた次第でございます。ただもう少し具体的に申し上げた

ますと、ただいま例を上げて御説明いたしたのでありますが、もう少し理論的に申しますと、企業的にこれを経営するものについては、課税の対象に

なければならぬのではないかと。それ以外のものについては非課税の扱いを

いたして参りたいという考へ方で、立案をいたしておる次第でございます。

○原田委員 それでは重ねてお尋ねしますが、農協等に課税するようになつておりますが、これは島村さんもお

いでになります。農協が営利的の事業をやつていないことは事実であります。これがはたして課税されるという

ことになりますと、今でさえ非常な経営困難に陥つておりますものが、まづたく足腰も立たぬことになりま

すが、これに對しても課税なさるのかどう

か、この点を承つておきたいと思ひます。

○小野政府委員 農業協同組合につき

ましては、この地方税法の次に特別な規定を設けまして、あるいは制戻し金であるとか、その他公益事業、啓蒙等のために支出いたしました経費は、これを支出経費といたしまして、附加価値の中から除くようなとりはからい

をいたしておるのであります。従いましてその部分については、附加価値の算定にあつて緩和される、こういう

ことに相なりますので、特例な措置を考へておるといふことを御了承願ひたいと存じます。

○井上(良)委員 あなたの方は税をとる法律をつくる方、ところが片一方大蔵省の国税庁その他は税をとり上げる方なんです。そこであなたの方の法律をつくる心構へなり、また考へ方なり

というものが、税を徴収いたします大蔵税務員に趣旨が徹底しておればいいです。ところが実際はそうじやない。あなたの今の御答弁で、農業に對してまことに寛大にして、きわめて同情的な税の立案の心構へはわれわれも了といたしますが、末端においては、たとえば一軒の農家で豚を飼つてお

る。その豚をただちに課税対象にする。あるいは豚に子供ができた場合、子供ができたといふことでただちに課税対象にするのです。あるいは牛でも馬でもそれと一緒にです。これはやはり相当長時日養わなければ役に立たぬです。役に立たぬにかかわらず税金だけは先にとつて来る。こういうむちやぐちやなことが行われておる。だから少くともあなたがおつしやるように、たとえば牛や豚や鶏を営業として飼つておるものというのならばいいのです。しかし実際の農業経営やあるいは農家が農業所得でまかなえないとい

ことから、そこに三頭や五頭の牛を飼ひ、あるいは鶏の十羽や二十羽飼つておるのを課税対象にするのはけしからぬ話である。そういう点をあなたの方はもつと大蔵当局と話し合ひをして、税徴収に対する政府の基本的な方針をきめてからいせんと、ここに非常な問題が起つて来るのです。この点に對してどうお考へになりますか。それと同時にあなたは今おつしやいました所得の対象にするという一つの基準といひますか、どういふところをあなたの方は押えて行こうとするのか。この点を明確にされて、できれば法案もそういうふう

に整理されて、この際政府としては修正するというわけに行きませんが。これが施行されるといふことがかりにあつた場合、施行令においてでもそういうことを明確にされる必要があるかと存じます。これに對するところのお考へを承りたい。

○小野政府委員 井上さんの御質問はまことにごもつともだと思ひます。たとえば今の例のように豚を飼つたり、豚が子供を生んだといふような場合に、地方税としてはどう扱ふかということをお上げますと、これはわれわれとしては課税対象にすべきものでない、かように考へております。と同時に、地方税は御承知のように地方住民との関連において密接なつながりを持つて運営されなければなりません。お

そらく各地方団体の地方議会において、これらの運用については調整をはかつて行くことができることに相なつておりますので、一般地方住民の生活の実態あるいは仕事の内容等に触れ

した施策が行えるのではないかと、このことを期待するものであります。

○井上(良)委員 農協の問題ですが、先ほど御質問がございましたように、ちようどこに農協に元関係しておられた島村政務次官がおられますから伺いたいのですが、一体こいう附加価値税を現在の農協にかけて、農協はなり立つとお考えでありますか、農林省の立場をひとつ御説明願いたい。

○島村政府委員 お答え申し上げます。附加価値税の賦課に對しましては、農協は特に最近赤字の際でありまして、なか／＼困難だと存じております。就任後日が浅いので、その点も内部的に大いに研究を進めまして主張いたしたいと存じております。

○井上(良)委員 研究を進めるうちに農協がつぶれてしまふということにもなりますので——特にまた島村さんは参議院議員として、かつて参議院の農林委員会での問題と執拗に取上げられて、かくのごとき課税は農協をまつたく危機に導く課税だということ、猛烈に政府に反省を促されて来たのでありますから、島村さんの今後の大きな努力をわれ／＼は期待するのであります。同時に、森林組合と同連合会に對しても、この附加価値税をかけようとしたしておりますが、一体森林組合の事業というものはどういふ事業であり、また実際の農家にあるいは山村にどういふ影響を持つかということについて考えられておりますか。一体山は、切つてから何年経てばもとにもどるとお思ひになりますか。都会で機械や電気でものををつくつておるようなわけには行かないのです。そいうことをちよつともあなた方は考慮されておらない。一べん山を伐採したら、次に更新するまでには少くとも二十年、三

十年、遅いところでは五十年かかりますよ。そいう非常に長い年月を必要とするにかかわらず、何ら税金の上では考慮されてない。それで、山が荒れる荒れると言つておる。そして山が荒れて、災害だけをどん／＼出しておる。そいううめちやくちやな話はありませんよ。そいううばかな税を國民は出せませんよ。もつとあなた考えてやりなさい。どうです。

○岡野國務大臣 林業にはかからないことになつております。もし組合が売つたりなんかして、いろ／＼商売もつかつて行くようになれば、それはかかることになると思いますが、森業にはかからないことになつておることを御承知願ひたいと思ひます。

○井上(良)委員 林業自体にはかからぬにしても、林産物にはかかりますよ。第二種行為として当然かかる。そこをあなたは考えなければいかぬ。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。それが問題でございまして、御承知の通り附加価値税と申しますものは、取引をしたものにかけるのであります。それは性質上、取引があれば当然かかるべきものと考えております。

○井上(良)委員 一方主要食糧の取引に對しては、課税をしないのであります。しかるに、山の取引についてはこれを課税するというのは、りくつに合わぬ。そいううむちやな話はない。そのりくつを一べん説明してください。

○小野政府委員 私から御説明申し上げますが、ただいま大臣から申しましたように、林業は附加価値税の対象にはいたしておりません。ただ問題は林業と申ししても、あるいはこれに對

して加工したり、あるいはまた農業と申ししても、精米をやつたりといふうな事業があることは当然でございまして、それらの場合においては、やはり國民の經濟の上にそれだけ価値をふやしたといふことに考えなければなりませんので、従つて附加価値税の税の対象になる。りくつを申せばそいうことになるかと存じております。

○井上(良)委員 まだ私の質問は大分長く続きますので、こゝらで暫時休憩をお願いしたいと思います。

○前尾委員長 それでは暫時休憩いたしまして、正一時から再会いたすことにいたします。

午後零時六分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕